

# 公益財団法人群馬県教育文化事業団高等学校等奨学金貸与規則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人群馬県教育文化事業団（以下「教育文化事業団」という。）定款第4条第1項第5号の規定に基づき、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）又は専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）に在学する生徒（教育文化事業団が在学予定と認めた生徒を含む。）が受ける奨学金の貸与事業に関して必要な事項を定めるものとする。

(奨学生及び奨学金)

第2条 教育文化事業団は、優れた生徒であって、経済的理由により著しく修学に困難があると認められた者に対して学資を貸与する。

2 この規則に基づき学資（第3項に掲げる学資を除く。）を受ける者を高等学校等奨学生（以下「奨学生」という。）といい、その学資を高等学校等奨学金（以下「奨学金」という。）という。

3 高等学校等入学前に交付される入学一時金及び月額奨学金3ヶ月分相当の学資を入学準備貸付金という。

4 奨学金及び入学準備貸付金は、無利息とする。

(奨学生の資格)

第3条 教育文化事業団の奨学生となる者は、次の各号に該当する者でなければならない。

(1) 親権者又は後見人（以下「親権者等」という。）が、群馬県内に住所を有する者であること。

(2) 高等学校等に在学していること。

(3) 学習意欲があり品行方正で、かつ健康な生徒であること。

(4) 経済的理由により修学が困難であると認められること。

(5) 原則として、以前において当事業団の奨学金又は入学準備貸付金の貸与を受けていないこと。

(6) 他の同趣旨の修学資金の貸与又は給付を受けていないこと。

2 緊急に奨学金の貸与を必要とし、奨学生となる者は、前項の各号の他、家計急変の事由が無ければならない。

3 第1項第2号に定める専修学校の高等課程は、工業、農業、医療、衛生、文化・教養等の分野に属する専修学校高等課程の学科であって、修業年限が2年以上のものとする。

(奨学金の貸与額)

第4条 奨学金の貸与額は、別表1に定める額とする。

## 第2章 奨学生の採用及び奨学金の交付

(奨学金申込書の提出)

- 第5条 奨学金の貸与を受けようとする者（以下「奨学生志願者」という。）は、奨学金申込書（別記様式第1号）に親権者等と連署の上、公益財団法人群馬県教育文化事業団理事長（以下「理事長」という。）が定める書類（以下「申込書類」という。）、誓約書・保証書（別記様式第2号）及び振込口座届（別記様式第3号）を添えて現に在学する学校の長（以下「在学学校長」という。）に提出し、その推薦を受けなければならない。
- 2 前項の規定により申込書類の提出を受けた在学学校長が奨学生志願者を教育文化事業団に推薦しようとするときは、第3条に規定する奨学生としての資格を審査の上、奨学金申込書の裏面に学業成績その他必要な事項を記入し、奨学生の推薦について（別記様式第5号）により理事長に提出するものとする。
- 3 第3条第3項に規定する専修学校で、生徒を奨学生として推薦しようとするときは、設置許可書の写し、学則の写し及び入学案内を添付し、専修学校申請書（別記様式第6号）により、事前に理事長から奨学金の対象となる専修学校の認定を受けなければならない。
- 4 奨学金申込書には、第1項に定めるほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 奨学生志願者の属する世帯全員の続柄が分かる住民票
  - (2) 奨学生志願者の親権者等の所得に関する証明書
  - (3) 第7条各項に規定する連帯保証人の印鑑登録証明書
  - (4) その他、理事長が必要とする書類
- 5 第3条第2項に規定する家計急変を事由とした緊急採用の申し込みについては、家計急変の事実を証明する書類を添付しなければならない。
- 6 親権者等が別居している世帯や長期に療養を要する者がいる世帯及び火災、盗難等の被害を受けた世帯で、特別控除を受けようとする場合は、経費内訳書（別記様式第7号）に関係資料を添えて申請しなければならない。

(予約申込)

- 第6条 翌年度に高等学校等への入学を希望する者で、高等学校等へ入学後、第2条による奨学金の貸与を受けようとする者（以下「予約志願者」という。）は、奨学金予約申込書（別記様式第8号）に親権者等と連署の上、在学学校長の推薦を受けた上で、理事長に提出しなければならない。
- 2 前項の申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 予約志願者の属する世帯全員の続柄の分かる住民票
  - (2) 予約志願者の親権者等の所得に関する証明書
  - (3) その他、理事長が必要とする書類

(連帯保証人)

- 第7条 奨学金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人を2人立てなければならない。

- 2 連帯保証人のうち1人は、親権者等とする。ただし、奨学生が成年者の場合は父母兄弟姉妹（未成年者を除く。）又はこれに代わる者でなければならない。
- 3 もう1人の連帯保証人は、次の各号に該当する者でなければならない。
  - (1) 独立の生計を営む者であって、原則として、奨学生の4親等以内（父母を除く。）の親族又は国内に住所を有する者。
  - (2) 申込者が修業年限の終期まで貸与を受けたときに、満65歳未満の成年者であり、返還終了まで返還能力があると認められる者。
- 4 群馬県教育委員会教育長からの要請により、理事長が特に配慮が必要と認めた場合は、前項に定める連帯保証人を不要とすることができる。

（奨学生の採用）

第8条 奨学生の採用は、奨学生選考委員会において審査の上、これを決定する。

- 2 予約志願者で候補者として決定された者（以下「予約採用候補者」という。）は、高等学校等入学後に奨学生予約採用候補者入学届（別記様式第9号）、誓約書・保証書及び振込口座届（第10条の2第1項に該当する者にあつては、振込口座届を除く。）を在学学校長を経て提出させ、採用を決定する。
- 3 予約採用候補者が辞退するときは、在学学校長を経て奨学生予約採用候補者辞退届（別記様式第10号）を理事長に届け出なければならない。
- 4 理事長は奨学生として採用決定した者には奨学生証（別記様式第11号）を、不採用となった者には、不採用決定通知書（別記様式第12号）を在学学校長を経て交付する。

（奨学金の貸与期間）

第9条 奨学金の貸与期間は、理事長が貸与を認めたときからその者の在学する学校の修業年限の終期までとする。

- 2 緊急採用で奨学生となった者への貸与は、当該年度末までとする。ただし、引き続き貸与を希望する場合は、連帯保証人の承諾及び在学学校長の認定を得て緊急採用奨学金継続願（別記様式第13号）を理事長に提出しなければならない。

（奨学金の交付）

第10条 奨学金は、四半期毎に交付するものとする。ただし、特別の事情があるときはこの限りではない。

- 2 奨学金の交付は、理事長が指定する金融機関に設けられた奨学生名義の預貯金口座に振り込む方法で行うものとする。

（入学準備貸付金の交付等）

第10条の2 入学準備貸付金を受けようとする者は、次の各号に該当する者でなければならない。

- (1) 予約採用候補者で入学準備貸付金を希望する者
- (2) 次に掲げる書類を在学学校長を経て理事長が指定した日までに提出した者
  - イ 入学準備貸付金願書兼誓約書・保証書（別記様式第35号）
  - ロ 振込口座届

ハ その他理事長が必要と認める資料

2 入学準備貸付金は、高等学校等に在学することとなる年の3月に交付するものとする。

(資格確認)

第11条 理事長は、在学学校長の協力を得て、奨学生としての資格の確認等を行うものとする。

2 在学学校長は、奨学生より提出された奨学金継続願（別記様式第14号）及び学習成績等を基に資格を認定し、奨学生適格認定報告（別記様式第15号）により理事長に報告するものとする。

3 理事長は、前項の報告に基づき、「継続」以外の認定となった奨学生に対し、とるべき処置を決定し、在学学校長を通じて当該者に通知するものとする。

(奨学生の異動届)

第12条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学生異動届（別記様式第16号）の他、関係資料を添付し、在学学校長を経て直ちに届け出なければならない。

(1) 休学、復学、転学、転学科、留学又は退学したとき。

(2) 停学その他の処分を受けたとき。

(3) 連帯保証人を変更しようとするとき。

(4) 本人又は連帯保証人の氏名、住所に変更があったとき。

(5) 振込口座を変更したとき。

(6) 貸与月額を変更しようとするとき。

2 振込口座の変更は振込口座変更届（別記様式第17号）を、貸与月額の変更は奨学金貸与月額変更願（別記様式第18号）により届け出なければならない。

(退学・転学又は留学等による奨学金の取扱)

第13条 奨学生が退学したときは、奨学生としての資格を喪失する。

2 振り込まれた奨学金のうち、資格喪失後の奨学金については、直ちに戻入しなければならない。

3 奨学生が、転学した場合に転学奨学金継続願（別記様式第19号）により在学学校長を経て理事長に願い出たときは、奨学金の交付を継続することがある。

4 奨学生が、留学した場合に留学奨学金継続願（別記様式第20号）により在学学校長を経て理事長に願い出たときは、奨学金の交付を継続することがある。

(奨学金の停止)

第14条 奨学生が休学・長期欠席又は継続貸与が認められない留学をしたときは、奨学金の交付を停止する。

2 在学学校長は、奨学生の学業又は性行などの状況により奨学金の停止の必要があると認めたときは、奨学生停止・廃止の認定報告（別記様式第21号）により理事長に報告しなければならない。

3 理事長は、前項の報告に基づき停止を決定したときは、在学学校長を通じて奨学生に

文書で通知するものとする。

(奨学金の復活)

第15条 前条の規定により奨学金の交付を停止された者が、その事由が終了し奨学生学習状況届(別記様式第22号)を添付の上、在学学校長から理事長に奨学生復活の認定報告(別記様式第23号)があったときは、奨学金の交付を復活することがある。ただし、停止された時から2年を経過したときはこの限りではない。

(奨学金の廃止)

第16条 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、在学学校長は、奨学生停止・廃止の認定報告により、理事長に報告しなければならない。

- (1) 傷病などのために修学の見込みがないとき。
- (2) 学業成績又は性行が不良となったとき。
- (3) 奨学金を必要としなくなったとき。
- (4) 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないとき。
- (5) 在学学校で処分を受け、学籍を失ったとき。
- (6) 奨学生申込書に記入すべき事項を故意に記入せず、又は虚偽の記入をしたことにより奨学生となったことが判明したとき。
- (7) その他第3条に規定する奨学生としての資格を失ったとき。

2 理事長は、前項の報告に基づき廃止を決定したときは、在学学校長を通じて奨学生に文書で通知するものとする。

(奨学金の辞退)

第17条 奨学生は、奨学金の貸与を辞退しようとするときは、在学学校長を経て奨学生異動届を理事長に提出しなければならない。

(借用証書等の提出)

第18条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、在学中貸与を受けた奨学金の全額について、本人(本人が未成年の場合は、本人及び親権者等)及び連帯保証人が連署の上、借用証書(別記様式第24号)その他必要とする書類を、在学学校長又は在学した学校の長を経て、理事長へ直ちに提出しなければならない。

- (1) 奨学金貸与予定額が満了したとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 奨学金の交付を廃止されたとき。
- (4) 奨学金を辞退したとき。

### 第3章 奨学金の返還

(奨学金の返還)

第19条 奨学金の返還は、年賦、半年賦による均等返還又は一括返還の方法により行わなければならない。ただし、繰上返還はいつでも出来るものとする。

返還方法を変更したいときは、奨学金返還計画変更願（別記様式25号）を理事長に提出し、承認を得なければならない。

2 奨学金の返還にかかる年数は、貸与を受けた奨学金の額に応じ、別表2に定める期間とする。

3 貸与された奨学金は、貸与の終了した月の翌月から起算して9か月を経過した後、貸与総額を別表2の返還年数で除した金額（100円未満については最後に合わせて返還）を年額として、期間以内に返還しなければならない。

4 奨学生であった者（奨学金の貸与を受け、その奨学金を返還する義務を有する者をいう。以下同じ。）は、貸与終了時に奨学金返還のための口座振替等の手続をしなければならない。

5 奨学生であった者又はその連帯保証人（以下「奨学生であった者等」という。）が、割賦金の返還を怠ったと認められるときは、前項の規定にかかわらず、その者に対して請求し、理事長の指定する日までに返還未済額の全部を返還させることができる。

6 奨学生若しくは奨学生であった者が死亡したとき、又は特に必要があると認められたときは、第1項、第2項及び第3項の規定と異なる返還方法を指示することがある。

(入学準備貸付金の返還義務等)

第19条の2 入学準備貸付金を受けた予約採用候補者は、次の各号のいずれかに該当した場合、既に交付を受けた入学準備貸付金の全額を直ちに返還しなければならない。

(1) 第10条の2第1項第2号ニに記載された高等学校等に当該年の4月に在学しないとき。

(2) 高等学校等入学後に奨学生予約採用候補者入学届及び誓約書・保証書を在学学校長を経て提出しないとき。

(3) 第8条第1項の奨学生に採用されないとき。

2 理事長は、入学準備貸付金を受けた予約採用候補者が、第8条第1項の奨学生に採用された場合、既に交付した入学準備貸付金をその者が交付を受けることができる奨学金の一部として相殺するものとする。

(奨学金の返還猶予)

第20条 奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の返還を猶予することがある。

(1) 災害又は傷病によって返還が困難となったとき。

(2) 高等学校、高等専門学校、大学、大学院又は専修学校等の高等課程若しくは専門課程に在学するとき。

(3) 外国にあって学校に在学し、又は研究に従事するとき。

(4) 生活保護法による生活保護を受けているとき。

(5) その他真にやむを得ない事由によって返還が著しく困難となったとき。

- 2 返還猶予の期間は、前項第2号又は第4号に該当するときは、その事由の継続中とする。その他各号のいずれかに該当するときは1年以内とし、更にその事由が継続するときは、願い出により重ねて1年ずつ延長することができる。ただし、同項第3号又は第5号に該当するときは、それらを通じて5年を限度とする。

(返還猶予の願出)

第21条 奨学金の返還猶予を受けようとする者は、その事由を証明することのできる書類を添付し、連帯保証人と連署の上、奨学金返還猶予願(別記様式第26号)を理事長に提出しなければならない。ただし、高等学校等在学中の者が申請する場合は、在学届(別記様式第27号)を添付するものとする。

- 2 理事長は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、奨学金の返還債務の履行猶予を決定したときは、奨学金返還猶予決定通知書(別記様式第28号)により通知する。また、奨学金の返還債務の履行を猶予しないことを決定したときには、奨学金返還猶予不承認決定通知書(別記様式第29号)により、申請者に通知するものとする。

(延滞金)

第22条 奨学生であった者が割賦金の返還を延滞したときは、延滞金を徴するものとする。

- 2 前項の規定する延滞金の額は、延滞している割賦金の額に、返還日の属する月の翌月1日から起算して、延滞した期間が6月を超えるごとに6月について2.5パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。
- 3 奨学生であった者等が理事長の指定した日までに返還未済額の全部の返還を行わなかったときは、その延滞している返還未済額の全部の額につき延滞金を徴するものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。

(返還金の強制)

第23条 奨学生であった者等が、割賦金の返還を延滞したときは、民事訴訟法(平成8年法律第109号)及び民事執行法(昭和54年法律第4号)その他強制執行の手続きに関する法令に定める手続き等により割賦金の返還を確保するものとする。

- 2 奨学生であった者等が返還未済金の全部の返還(第19条第5項の規定による奨学金返還未済額の全部の返還をいう。以下同じ。)の請求を受けても理事長の指定した日までに返還未済額の全部の返還を行わないときは、前項の規定を準用する。

(返還金の充当)

第24条 奨学生であった者等から返還金の支払があったときは、当該返還金を次の各号に定めるところにより割賦金に充当する。

(1) 返還期日の到来する割賦金及び返還期日の到来していない割賦金があるときは、返還期日の到来した割賦金から充当する。

(2) 返還期日の到来した割賦金については返還期日の早く到来したものから、返還期日

の到来していない割賦金については返還期日の早く到来することとなるものから充当する。

- 2 奨学生であった者等から割賦金のほかに延滞金及び督促費用を徴する必要がある場合においてその者から支払われた額がこれらの合計額に満たないときは、督促費用、延滞金、割賦金の順に充当する。

(奨学生であった者の届出)

第25条 奨学生であった者は、奨学金の貸与終了から返還完了までの間において、氏名、住所、振替口座など、返還に関する重要事項に変更があったときは、必要とする書類を理事長へ直ちに届け出なければならない。

- 2 奨学生であった者は、奨学金返還中又は返還猶予中に氏名、住所、職業その他重要な事項に変更があったときは、氏名・住所等変更届(別記様式第30号)を理事長へ直ちに届け出なければならない。
- 3 奨学生であった者は、その連帯保証人を変更しようとするとき又はそれらの氏名、住所その他重要な事項に変更があったときは、連帯保証人変更願(別記様式第31号)を理事長へ直ちに届け出なければならない。
- 4 奨学生であった者は、返還のための振替口座を変更したときは、振替口座を変更した旨を理事長へ直ちに届け出なければならない。
- 5 第2項、第3項、第4項に規定する届出を行う者のうち高等学校在学中の者にあつては、奨学生異動届を併せて届け出なければならない。

(死亡の届出)

第26条 奨学生が在学中に死亡したときは、相続人又は連帯保証人は、奨学生異動届及び市町村が発行する戸籍個人事項証明を在学した学校の長を経て理事長へ直ちに提出しなければならない。

- 2 奨学生であった者が奨学金返還完了前に死亡したときは、相続人又は連帯保証人は、市町村が発行する戸籍個人事項証明を理事長へ直ちに提出しなければならない。
- 3 第1項の奨学生異動届を提出する場合は、第18条の規定に準じて、借用証書を併せて提出しなければならない。

## 第4章 奨学金の返還免除

(返還免除)

第27条 奨学生又は奨学生であった者が、死亡し又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し、その奨学金を返還することができなくなったときは、返還未済額の全部又は一部の返還を免除することができる。

- 2 奨学生又は奨学生であった者が、精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有し、その奨学金を返還することができなくなったときは、返還未済額の一部の返還を免除することができる。

(返還免除の願出)

第28条 前条の規定により奨学金の返還免除を受けようとするときは、本人又は相続人は、連帯保証人と連署の上、それを証明する書類を添付し、奨学金返還免除願(別記様式第32号)を理事長に提出しなければならない。



- 2 理事長は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、奨学金の返還債務の免除を決定したときは、奨学金返還免除決定通知書（別記様式第33号）により通知する。また、奨学金の返還債務を免除しないことを決定したときには、奨学金返還免除不承認決定通知書（別記様式第34号）により、申請者に通知するものとする。
- 3 前項において奨学生であった者の返還債務の免除を決定したときは、連帯保証人についても返還を免除するものとする。

（実施詳細）

第29条 この規則に定めのあるものの他、実施について必要な事項は、理事長が別に定める。

附則 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附則 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附則 1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

2 この規則改正前に採用された奨学生において、月賦返還を希望する者については、規則第19条第3項の規定に係わらず、貸与終了後6か月を経過した後から返還するものとする。

附則 この規則は、平成20年11月1日から施行する。

附則 この規則は、平成20年12月24日から施行する。

附則 この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附則 この規則は、平成22年2月5日から施行する。

附則 この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附則 この規則は、平成23年4月20日から施行する。

附則 この規則は、公益財団法人群馬県教育文化事業団の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附則 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附則 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。ただし、規則第22条第2項の規定は、平成27年4月1日から施行する。

2 施行日前の延滞金の取扱いについては、第22条第2項の規定にかかわらず、延滞金の額は、その延滞している割賦金の額に返還日の属する月の翌月1日から起算して6月を超えるごとに、その6月について延滞金賦課日が平成27年3月31日までに該当するときは5パーセント、平成27年4月1日以降に該当するときは2.5パーセントの割合を乗じて計算した額の合計額とする。

附則 この規則は、平成29年10月1日から施行する。

別表 1

区 分		月 額	
月額奨学金	国公立	自宅通学のとき	18,000円
		自宅外通学のとき	23,000円
	私立	自宅通学のとき	30,000円
		自宅外通学のとき	35,000円
入学一時金	国公立	50,000円	
	私立	100,000円	
備考			
1 「自宅通学のとき」とは、その者の生計を主として維持する者と同居するとき又はこれに準ずると認められたときをいう。			
2 「自宅外通学のとき」とは、前号の自宅通学のとき以外のときをいう。			
3 「入学一時金」は、原則として予約採用・定期採用の高校1年生（中等教育学校の前期課程から後期課程への進級者を除く。）を対象とする。ただし、理事長が特に認めた場合はこの限りでない。			

別表 2

貸与を受けた奨学金の額	返還年数
200,000円 以下のもの	6年
200,000円 を超え 500,000円 以下のもの	7年
500,000円 を超え 700,000円 以下のもの	9年
700,000円 を超え 1,000,000円 以下のもの	10年
1,000,000円 を超え 1,200,000円 以下のもの	12年
1,200,000円 を超えたもの	14年